### コーポレート・ガバナンス

### 当社の経営理念・経営戦略

当社は、「感動創造企業」を企業目的とし、世界の人々に新たな感動と豊かな生活を提供することを目指しています。その実現のために、「新しく独創性ある発想・発信」「お客様の悦び・信頼感を得る技術」「洗練された躍動感を表現する魅力あるデザイン」「お客様と生涯にわたり結びつく力」を目指す「ヤマハ発動機らしいモノ創り」に挑戦し続け、人間の論理と感性を織り合わせる技術により、個性的かつ高品質な製品・サービスを提供します。

当社は、こうした「ヤマハ発動機らしさ」が「ヤマハ」ブランドとして様々なステークホルダーの皆さまに認識され、生涯にわたって当社の製品・サービスを選んでいただけるよう、努力を続けることが当社の持続的な成長を実現するとともに中長期的な企業価値を高めるものと考えます。

当社は、中期経営計画(2016年~2018年)において、持続的成長と企業価値向上を実現するための具体的施策に取り組みます。先ず、安定的財務基盤を維持・強化しながら、「豊かな生活」「楽しい移動」「人・社会・地球にやさしい知的技術」の3領域への成長戦略投資を積極的に行い、株主の皆さまへの還元を充実させていきます。

### コーポレートガバナンスの考え方

当社取締役会は、将来への成長戦略を確実に実行するため、経営陣の適切なリスクテイクや果断な意思決定を支援する環境整備を行うとともに、株主・投資家の皆さまをはじめとする様々なステークホルダーに対する責任の観点から、経営戦略の実行に伴う課題・リスクについて多面的に把握し適切に監督します。

当社は、このような迅速・果断な意思決定と適切な監督・モニタリングを透明・公正に行うための仕組みを当社のコーポレートガバナンスと捉え、以下に掲げるコーポレートガバナンス基本方針に定め、適切に実践します。

### <コーポレートガバナンス基本方針>

第1章 株主の権利・平等性の確保、株主との対話における 基本的な考え方

第2章 様々なステークホルダーとの適切な協働

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

第4章 取締役会等の責務

別紙1 独立社外役員の独立性判断基準

別紙2 株主との建設的な対話を促進するための方針

なお、コーポレートガバナンス基本方針の全文はこちらで ご覧下さい。

http://global.yamaha-motor.com/jp/ir/governance/pdf/corporate\_governance\_guidelines-j.pdf

### 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

### (1)現状の体制を採用している理由

当社は、個人のお客様のレジャー用途に向けて感性を重視したパーソナルモビリティ、移動・運搬用途に向けて利便性・実用性を重視したパーソナルモビリティ、レジャーから業務まで幅広い用途に向けたマリン製品、法人のお客様の業務用途に向けた産業用ロボット・自動車エンジン・無人へリコプター等、多種多様な製品・サービスを世界中の市場に提供しています。

当社の連結売上高に占める海外比率は、約90%に達しています。そして、その事業体制は、消費地開発・消費地生産の原則的な考え方から、開発・調達・生産・営業活動等を広くグローバル展開しています。

当社は、このようなお客様の多様性・製品の多様性・市場のグローバル性に対応した事業活動を持続的に発展させるために、適切なリスクテイクや果断な意思決定を行うとともに、経営戦略の実行に伴う課題・リスクを多面的に把握し適切に監督することが重要だと認識しています。そのための企業統治体制としては、当社のお客様の特性・製品・事業・機能に精通した社内取締役とグローバル企業経営の豊かな知見を有する社外取締役で構成する取締役会と、会計・法務・経営管理等の専門知識を有する社外監査役を含む監査役会から構成される体制が有効であると考えています。

当社は、このような企業統治体制の下で迅速な業務執行を図るため、執行役員を選任し、取締役会は業務執行に関わる事項を委任しています。

### (2)現状の体制と概要

### 取締役会・監査役会の構成

当社は、企業統治を行う取締役会・監査役会の構成を、社 内取締役8名、社外取締役3名(うち独立社外取締役2名)、 常勤監査役2名、独立社外監査役2名としており、取締役・監 査役合計15名のうち、社外役員が5名の体制です。

当社取締役会・監査役会の構成は、全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模の観点から下記の通りとします。

- a 定款で定める取締役数を15名以内、監査役数を5名以内とする。
- b 性別・年齢および国籍の区別なく、株主を含む様々なステークホルダーの視点や立場を十分に理解し、倫理観・公正性などの人格的要素に加え、長期的な視点、豊富な経験、高い見識・高度な専門性を有すること。
- c 社内取締役の構成は、お客様の特性・製品・事業・機能の 多様性および市場のグローバル性をカバーするものである こと。
- d 社外取締役の構成は、グローバル企業経営の経験、経営に 関する専門的知見、業界に関する知識等を有するものであ ること。
- e 監査役の構成は、会計・法務・経営管理等に関する適切な知 見を有するものを含み、その半数以上を社外監査役とする。

### 取締役会の役割

当社取締役会は、将来への成長戦略を確実に実行するため、経営陣の適切なリスクテイクや果断な意思決定を支援する環境整備を行うとともに、株主・投資家の皆さまをはじめとする様々なステークホルダーに対する責任の観点から、経営戦略の実行に伴う課題・リスクを多面的に把握し適切に監督します。それが、当社の持続的成長と企業価値・ブランド価値の向上を支える役割であると認識しています。

また、当社取締役会は、迅速な業務執行を図るため、執行 役員を選任し、業務執行に関わる事項を委任します。

当社は上記方針に従って取締役会の判断決定する事項と 執行役員への委任事項を下記の通り定めています。

- a 取締役会が判断・決定する事項
- ・法令、定款に定められた事項の決定
- ・取締役の職務の執行の監督
- ・戦略・方針の決定
- ・企業理念、倫理行動規範、内部統制基本方針、CSR基本方針、ヤマハブランドに関するガバナンス方針、長期経営ビジョン、中期経営計画等の決定
- 業務執行の監督

年度経営計画の承認、決算の承認、業務執行状況の監督、 内部監査計画の承認、内部統制基本方針に基づく体制整備 状況・リスク管理体制整備状況の監督等

- b 執行役員への委任事項
- ・業務執行に関わる事項

中期経営計画・年度経営計画等の立案および執行に関わる決定、決算案の策定、個別事業戦略の策定、開発・生産・販売等の事業執行に関わる決定、リスク管理体制の構築等

・その他、取締役会が判断・決定する事項を除き取締役会より委任された事項

### 役員人事委員会

当社は、役員候補者の選任や報酬決定における透明性や 妥当性を高めるため、取締役会の任意の諮問機関として役員 人事委員会を設置します。

役員人事委員会は役員候補者、報酬制度および報酬・賞 与案、取締役・監査役・執行役員の構成、執行役員の評価等 について審議し、取締役会に答申します。

また、最高経営責任者を含む幹部役員候補者の評価等も行います。

役員人事委員会は、当社代表取締役および社外取締役に よって構成されており、現在の委員は、以下の通りです。

委員長: 代表取締役社長 柳 弘之

委員: 代表取締役 木村 隆昭 委員: 社外取締役(独立) 安達 保 委員: 社外取締役 中田 卓也 委員: 社外取締役(独立) 新美 篤志

Yamaha Motor Co., Ltd. | Annual Report 2015

### 監査役および監査役会

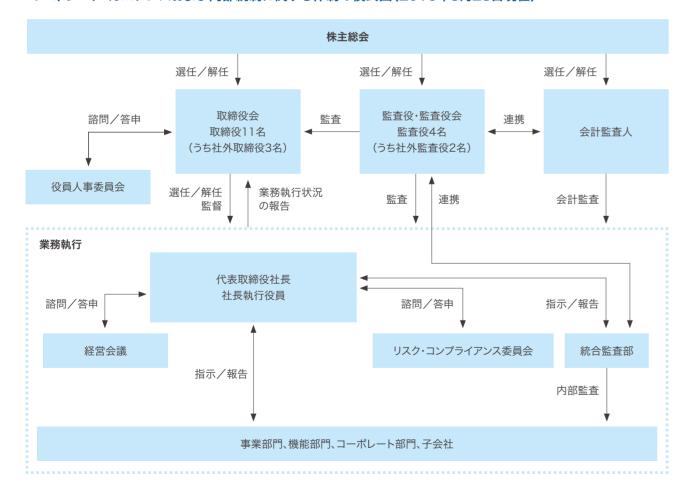
当社の監査役は、常勤監査役2名、独立社外監査役2名であります。監査役および監査役会は、株主の皆さまに対する受託者責任を踏まえ、取締役会から独立した機関として、法令に基づく当社および子会社に対する事業の報告請求、業務・財産状況の調査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限を行使すること、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べること等を通じて、取締役の職務の執行、当社および子会社の内部統制体制・業績・財務状況等について、適法性・妥当性の監査を実施します。また、監査役の監査業務を支援するため、監査役室を設けて専任スタッフ2名を配置しています。監査役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催されます。

### 執行役員および経営会議等

当社の執行役員は29名であり、そのうち8名は取締役が 兼務しています。業務執行に関わる事項を審議する機関とし て役付執行役員11名で構成される経営会議を設け、意思決 定の迅速化を図っています。経営会議は原則として毎月1回 以上開催するほか、必要に応じて随時開催されます。

また、当社グループ経営に関わる重要なグローバル経営方針と課題を審議する機関としてグローバルエグゼクティブ委員会を設けています。メンバーは社長執行役員および全役付執行役員、主要グループ会社現地経営幹部で、日本人25名・外国人12名合計37名の構成となっています。グローバルエグゼクティブ委員会は原則として毎年1回以上開催するほか、必要に応じて随時開催されます。

### コーポレート・ガバナンスおよび内部統制に関する体制の模式図(2016年3月28日現在)



### リスク・コンプライアンス委員会

当社は、リスクマネジメントの対応施策およびコンプライアンスに係る施策を審議する機関として役付執行役員11名で構成されるリスク・コンプライアンス委員会を設置しています。 リスク・コンプライアンス委員会は原則として毎年2回以上開催するほか、必要に応じて随時開催されます。

### 内部監査

業務活動の適正性を監査する目的で、社長執行役員直轄の内部監査部門として統合監査部(人員26名)を設置し、当社および子会社に対する監査を行っています。また主要な子会社においても、内部監査機能を設置し当社の内部監査部門と連携して、部門および子会社に対する監査を行っています。

### 内部統制システムに関する基本的考え方およびその 整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を次のとおり取締役会で決議し、リスクマネジメントやコンプライアンスを最重要テーマとし、内部統制システムの整備に取り組んでいます。

## (1)取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、取締役の職務の執行を監督し、善良なる管理 者としての注意義務・忠実義務の履行状況の確保や違法 行為等の阻止に取り組む。
- ・取締役の職務執行状況を、監査役は監査役会の定める監査基準、監査計画に従い、監査する。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対 し、毅然とした態度で対応することとし、倫理行動規範によ り徹底を図る。
- 財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために、必要な組織・社内規程等を整備する。

## (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る文書その他の情報は、必要な 社内規程等を整備・運用することで、適切に作成、保存、管 理する。
- ・取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を含め、機 密情報については、必要な社内規程等を整備・運用することで、適正な取扱いを行う。
- ・ 重要な会社情報を適時かつ適切に開示するために、必要な 組織・社内規程等を整備する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社のリスクマネジメントの対応施策を審議する機関としてリスク・コンプライアンス委員会を設置するとともに、当社および子会社を対象としたリスクマネジメントに関する規程の策定、リスク評価およびその対応のモニタリング体制構築を行うリスクマネジメント統括部門を設置する。
- ・ 個別の重要リスクについては担当部門を明確にし、当該部 門がリスク低減活動に取り組む。
- ・個々のリスクに対する部門別のリスクマネジメント活動を 統合的に管理するために、必要な社内規程等を整備・運用 する。
- ・ 重大な危機が発生した場合には、社内規程等に基づき、社 長執行役員を本部長とする緊急対策本部を設け、損害・影響を最小限にとどめる。

## (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを 確保するための体制

- ・取締役会規則、決裁規程等を整備し、取締役会、社長執行 役員、部門長の権限を明確化することで、権限委譲と責任 の明確化をはかる。
- 取締役会決議事項については、審議手続き、内容の適正を担保するため、事前に経営会議等において十分な審議を行う。
- ・中期経営計画および年度予算を定めるとともに、当該計画 達成のため、目標管理制度等の経営管理の仕組みを構築 する。

## (5)使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社のコンプライアンスに係る施策を審議する機関として リスク・コンプライアンス委員会を設置するとともに、当社 および子会社を対象とした倫理行動規範の整備、教育を 行うコンプライアンス統括部門を設置する。
- ・会社の信頼・信用を損うような違法行為あるいはその恐れがある場面に遭遇したときに、情報を直接通報できる内部 通報窓口を社外の第三者機関に設置し、監査役および社 長執行役員へ直接情報を提供する体制を設ける。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対 し、毅然とした態度で対応することとし、倫理行動規範によ り徹底を図る。
- 財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために、必要な組織・社内規程等を整備する。

## (6)当社およびその子会社から成る企業集団における 業務の適正を確保するための体制

- ・各子会社の管轄部門、子会社管理に関する責任と権限、管理の方法等を当社のグループ会社管理規程、決裁規程等により定める。
- ・業務活動の適正性を監査する目的で、社長執行役員直轄 の内部監査部門を当社に設置し、当社および子会社に対す る監査を行う。主要な子会社においても、内部監査機能を 設置し当社の内部監査部門と連携して、部門および子会社 に対する監査を行う。
- ・国内子会社には、原則として取締役会および監査役を設置 し、海外子会社については、現地の法令に従い、適切な機 関設計を行う。
- ・子会社の取締役のうちの1名以上は、原則として当該子会 社以外の当社グループに属する会社の取締役、執行役員 または使用人が兼務するものとする。
- ・ 当社の財務報告を統括する部門は、各子会社の財務情報 の適正性を確保するための指導・教育を推進する。

## (7)当社の子会社の取締役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者(取締役等)の職務の執行に関わる事項の当社への報告に関する体制

- ・ 当社グループ会社管理規程において、子会社の取締役等 に対し、その財務状況その他の重要な情報について、当社 への報告を義務づける。
- ・ 重要な子会社の取締役等に対し、その業務執行について、 当社の経営会議等で定期的に報告を求める。

## (8)当社の子会社の損失の危険の管理に関する規定 その他の体制

- ・当社のリスクマネジメント統括部門は、当社および子会社 を対象としたリスクマネジメントに関する規程を策定し、リ スク評価およびその対応計画・実績をモニタリングする体 制を構築する。
- ・ 当社のリスクマネジメント統括部門は、各子会社のリスクマネジメントへの取組みに関し、指導・教育を推進する。
- ・当社および子会社における重大事案の発生時に、当社が迅速かつ的確に対応し、被害を最小限に止めるために必要な行動基準を社内規程等に定める。

## (9)当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的 に行われることを確保するための体制

- · 子会社において取締役会規則、決裁規程等を整備し、意思 決定プロセスおよび責任と権限の明確化を図る。
- ・グループ中期経営計画および年度予算を策定する。
- ・当社および子会社で共通の経営管理システムを導入する。
- ・当社および主要な子会社の業務執行役員で構成するグローバルエグゼクティブ委員会を定期的に開催し、グループ経営方針についての情報共有と重要課題への対応方針を審議する。

### (10)当社の子会社の取締役等および使用人の職務 の執行が法令および定款に適合することを確保 するための体制

- ・当社のコンプライアンス統括部門は、当社および子会社を 対象とした倫理行動規範を整備し、子会社に対する教育を 推進する。
- ・ 当社のコンプライアンス統括部門は、各子会社のコンプライアンスへの取組みに関し、指導・教育を推進する。
- ・当社および子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応することとし、倫理行動規範により徹底を図る。
- ・当社および子会社は、財務情報の適正性を確保し、信頼性 のある財務報告を作成・開示するために、必要な組織・社 内規程等を整備する。
- ・ 当社の内部監査部門は、子会社の内部監査機能と連携し、 子会社の法令等導守体制に対する監査を行う。
- ・当社の監査役は、監査役会の定める監査基準、監査計画に 従い、子会社の取締役の職務執行状況、内部統制、リスク 管理、コンプライアンスへの取組み、財産の管理状況等に ついて、監査を行う。

## (11)監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役の職務を補助すべき部門として監査役室を設け、 専任の使用人を配置する。

## (12)監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役の職務を補助すべき使用人への指揮命令権は各監 査役に属することを社内規程に定める。
- ・監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動および懲戒 処分については、事前に監査役会の同意を必要とする。

## (13)監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査 役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、他の業務執行にか

かる役職を兼務せず、監査役の指揮命令のもとに職務を遂行し、その人事評価については監査役の意見を踏まえ行う。

## (14)取締役および使用人が監査役に報告をするため の体制

- ・取締役および使用人は、取締役または使用人の職務の遂 行に関する不正行為、法令または定款に違反する事実およ び会社に著しい損害を与える恐れのある事実については、 その重要性および緊急性に応じ、監査役に報告する。
- 取締役および使用人は、監査役の求めるところに従い、次の事項を定期的もしくは必要に応じて監査役に報告する。

  I. 内部統制システムの構築、運用に関する事項

  II. 内部監査部門が実施した内部監査の結果

  III. 内部通報制度の運用、通報状況

# (15)当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ・子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人およびこれらの者から報告を受けた者は、当社および子会社の取締役または使用人の職務の遂行に関する不正行為、法令または定款に違反する事実および会社に著しい損害を与える恐れのある事実があると認めた場合は、その重要性および緊急性に応じ、当社の監査役に報告する。
- ・子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人およびこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役の求めるところに従い、次の事項を定期的もしくは必要に応じて当社の監査役に報告する。
- I. 業務執行に係る事項
- Ⅱ. 国内子会社の監査役が実施した監査の結果
- Ⅲ. 当社内部監査部門が実施した内部監査の結果
- IV. コンプライアンス、リスク管理等の状況

## (16)前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不 利な取扱いを受けないことを社内規程に定める。

# (17)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

- ・監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- ・監査役から会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求 があった場合は、速やかに当該費用または債務を処理する。

## (18)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役は、定期的に監査役と意見交換会を開催する。
- 経営会議、リスク・コンプライアンス委員会、執行役員会等、 重要な会議には、監査役は出席する。
- ・ 内部監査部門は、実施する内部監査計画について、監査役 に事前に説明する。
- ・経営会議、その他監査役会が指定する会議体の議事録お よび決裁書を監査役が閲覧できる状態を維持する。
- ・監査役会が必要と認める場合、監査業務について外部専門家による支援を確保する。

### 社外取締役、監査役(社外監査役含む)、会計監査人、 内部監査部門および内部統制部門の相互連携

- ・ 社外取締役は、内部監査部門からの内部監査の報告を定期的に受けることにより、当社グループの現状と課題を把握し、必要に応じて取締役会において意見を表明しています。
- ・監査役(社外監査役含む)は、会計監査人との関係において、法令に基づき会計監査報告を受領し、相当性についての監査を行うとともに、必要の都度相互に情報交換・意見交換を行うなどの連携を行い、内部監査部門との関係においても、内部監査の計画および結果についての報告を受けることで、監査役監査の実効性と効率性の向上を目指しています。
- ・内部統制部門は、内部統制の整備・運用状況等に関して、 内部監査部門、監査役および会計監査人に対し、必要に応 じて報告を行っています。

### 社外取締役および社外監査役の状況

## (1)社外取締役および社外監査役が企業統治において果たす機能および役割

当社は、社外取締役3名および社外監査役2名を選任しています。社外取締役には、グローバル企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識、経営戦略策定および投資活動に関する専門的知見に基づき、独立的・客観的な立場から経営への助言・監督をいただくことを期待しております。

社外監査役には、企業経営者および大学院教授としての豊富な経験と見識や公認会計士および弁護士としての高い専門性を、当社の監査に活かしていただくことを期待しております。

また、社外取締役および社外監査役の独立性を客観的に 判断するために、株式会社東京証券取引所が定める独立性 基準の要件に加え、当社独自の「独立役員選定基準」を定め ています。

「独立役員選定基準」概要

- 1. 当社の従業員および出身者でないこと。
- 2. 主要な株主でないこと。
- 3. 主要な取引先の関係にないこと。
- 4. 「取締役の相互兼任」の関係にないこと。

- 5. その他、利害関係がないこと。
- 6. その他、一般株主との間で利益相反が生じないこと。
- 7. 在任期間が8年間を超えないこと。

また、1から5において、その二親等内の親族または同居の 親族に該当する者ではないこと。 当社の「独立役員選定基準」の全文はこちらでご覧下さい。 (http://global.yamaha-motor.com/jp/ir/governance/pdf/independent.pdf)

### (2)社外取締役および社外監査役の選任状況

区分	氏 名	選任の理由			
	安達保	国際経験および経営戦略策定、投資活動に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社経営に対する助言・監督をいただくため社外取締役として選任しております。なお、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準および当社の「独立役員選定基準」に照らし、独立役員として指定し届出をしています。			
社外取締役	中田 卓也	大株主であるヤマハ株式会社の代表取締役社長として企業経営者の立場から、当社経営に対する助言・監督をいただき、共通に使用するヤマハブランドの価値向上をはかるため、社外取締役として選任しております。また、当社の代表取締役社長柳弘之は、同社の社外取締役に就任しております。			
	新美 篤志	グローバル企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する助言・監督をいただくため、社外取締役として選任しております。なお、株式会社東京証券取引所が定める独立性 基準および当社の「独立役員選定基準」に照らし、独立役員として指定し届出をしています。			
	遠藤 功	企業経営者および大学院教授としての豊富な経験と幅広い見識を、当社の監査業務に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。なお、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準および当社の「独立役員選定基準」に照らし、独立役員として指定し届出をしています。			
社外監査役	谷津 朋美	公認会計士および弁護士としての高い専門性ならびに事業法人の社外監査役としての豊富な経験と幅広い見識を、当社の監査業務に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。なお、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準および当社の「独立役員選定基準」に照らし、独立役員として指定し届出をしています。			

### (3)会社と社外取締役および社外監査役との利害関係

社外取締役中田卓也は、当社株式の12.19%(2015年12 月31日現在)を保有するヤマハ株式会社の代表取締役社長で、当社は同社と不動産賃貸借取引等があります。

社外取締役新美篤志は、株式会社ジェイテクトの代表取締役会長であり、当社は同社から製品用部品を調達しています。なお、直近事業年度における同社の連結売上高に対する当社から同社への支払いは0.1%であり、当社の「独立役員選定基準」における取引額の基準である「直近事業年度における同社の年間連結総売上高の2%」を下回っており、一般株主と利

益相反の生じるおそれはないと判断しております。

社外監査役谷津朋美氏が所属するTMI総合法律事務所 と当社との間で2015年度(1月~12月)に業務委託契約によ る1百万円の支払い実績があります。

社外取締役安達保および社外監査役遠藤功と当社との間 に当社株式の保有を除いては特別な利害関係はありません。

### (4)社外取締役および社外監査役のサポート体制

取締役会の開催にあたっては、社外取締役に対しては担当執行役員もしくは事務局が、社外監査役に対しては常勤監査

役が、必要に応じて議案の内容を事前に説明しています。また、社外取締役および社外監査役と、業務執行を担当する執 行役員との定期的な議論の場として経営研究会を設けて、取 締役会終了後に開催しています。

社外取締役と監査役が必要な情報を入手し、経営陣との 連絡・調整や互いの連携を的確に行えるよう、当社経営企画 部と監査役の職務を補助する監査役室が協同で対応します。

### 会計監査の状況

当社の会計監査人については新日本有限責任監査法人を 選任しています。監査証明に係る業務を執行した公認会計士 の氏名は以下のとおりです。

指定有限責任社員 業務執行社員 田宮 紳司指定有限責任社員 業務執行社員 滝口 隆弘

指定有限責任社員 業務執行社員 榎本 征範

継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しています。

同監査法人は既に自主的に業務執行社員の交代制度を導入しており、継続監査年数が一定期間を超えないよう措置を とっています。

なお、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士14名、 その他19名からなっています。

### 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額です。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意で且つ重大な過失がないときに限られます。

### 役員報酬等の内容

## (1)報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

当社の取締役の報酬制度は、基本報酬(月額報酬)、短期 的な全社連結業績を反映する取締役賞与、取締役個人の業 績に連動する個人業績連動報酬および中長期的な全社連結 業績を反映する株式取得型報酬で構成されています。

取締役賞与については、連結業績の当期純利益および総 資産営業利益率と連動させ、株主様への配当および連結業 績予算達成度等を考慮して、2014年度の連結当期純利益の 0.5%を上限として算出しています。その算出額を代表取締役 と社外取締役で構成する役員人事委員会の審議を経て、取 締役会で決議しております。

株式取得型報酬は、毎月一定額で自社株を取得(役員持

### (2)役員の報酬等の額

2015年度の取締役・監査役の報酬等の額は、以下のとおりです。

(百万円)

	基本報酬	業績	連動報酬	株式取得型 報酬	総額
区分		取締役賞与	個人業績連動報酬		
取締役(14名)	303	216	43	48	612
うち社外取締役(4名)	(25)	_	_	_	(25)
監査役(7名)	77	_	_	_	77
うち社外監査役(3名)	(18)	_	_	_	(18)
合計	381	216	43	48	689

- (注) 1 取締役賞与を除く取締役報酬額は年額540百万円以内(うち社外取締役分50百万円以内)、監査役報酬額は年額90百万円以内です。
  - 2 上記の業績連動報酬の取締役賞与は、支払予定のものです。
  - 3 上記には、2015年3月26日開催の第80期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および監査役3名を含んでいます。
  - 4 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額66百万円を支払っています。

### (3)連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額

(五万田)

							(日ハロ)
				業績	<b>責連動報酬</b>		
氏 名	役員区分	会社区分	基本報酬	取締役賞与	個人業績連動報酬	株式取得型 報酬	総額
柳 弘之	取締役	当社	80	69	_	11	161
木村 隆昭	取締役	当社	68	59	_	9	137

株会経由)し、在任中保有をするもので、株主価値との連動を 図ったものです。なお、社外取締役および監査役については、 業績連動報酬制度および株式取得型報酬制度は採用してい ません。

## 株主総会決議事項のうち、取締役会で決議できることとしている事項

- 1. 会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものです。
- 2. 会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めています。これは、取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものです。
- 3. 会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めています。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別 決議要件について、議決権を行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3 分の2以上をもって行う旨定款に定めています。これは株主 総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主 総会を円滑に運営することを目的としたものです。

### IR活動

当社は、株主や投資家の皆さまに当社の経営活動について 正確で適切な情報を迅速に提供し、説明責任を果たすため、 国内外で積極的なIR活動を行っています。具体的な活動とし ては、四半期決算を含む決算説明会の開催、海外投資家向 けのロードショー、個人投資家向けの会社説明会や当社の 事業内容を紹介する事業説明会の開催、IRホームページで の情報開示の充実、個別取材対応等を行っています。

#### 株式の状況

(1) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的 であるものの銘柄数および貸借対照表計上額の合 計額

69銘柄 54,946百万円

(2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資 株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額および 保有目的

### 2014年度

### 特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
ヤマハ株式会社	10,326,701	18,536	共通のブランドを使用する会社として、関係を継続するため。
トヨタ自動車株式会社	501,210	3,788	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社小糸製作所	913,000	3,382	安定的な取引関係を維持するため。
日本精機株式会社	1,217,502	3,329	安定的な取引関係を維持するため。
日本特殊陶業株式会社	545,000	2,002	安定的な取引関係を維持するため。
新日鐵住金株式会社	6,174,000	1,857	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社今仙電機製作所	613,750	1,040	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社静岡銀行	825,706	914	取引金融機関として、安定的な取引関係を維持するため。
株式会社みずほフィナンシャルグループ	2,288,340	797	取引金融機関として、安定的な取引関係を維持するため。
エンシュウ株式会社	6,457,395	749	安定的な取引関係を維持するため。
曙ブレーキ工業株式会社	1,347,800	571	安定的な取引関係を維持するため。
カヤバ工業株式会社	1,093,000	565	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社ジェイテクト	236,000	484	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社エクセディ	105,000	305	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社ミクニ	618,794	277	安定的な取引関係を維持するため。
スタンレー電気株式会社	100,000	262	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	46,355	202	取引金融機関として、安定的な取引関係を維持するため。
株式会社アーレスティ	134,722	100	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	113,200	75	取引金融機関として、安定的な取引関係を維持するため。
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	149,000	69	取引金融機関として、安定的な取引関係を維持するため。
株式会社鳥羽洋行	10,000	18	安定的な取引関係を維持するため。
野村ホールディングス株式会社	20,600	14	取引金融機関として、安定的な取引関係を維持するため。
株式会社JEUGIA	33,000	4	安定的な取引関係を維持するため。
富士重工業株式会社	1,000	4	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。
浜松ホトニクス株式会社	100	0	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。
川崎重工業株式会社	1,000	0	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。
エーザイ株式会社	100	0	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。
株式会社ブリヂストン	100	0	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。
キヤノン株式会社	100	0	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。
スズキ株式会社	100	0	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。

### 2015年度

### 特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
ヤマハ株式会社	10,326,701	30,453	共通のブランドを使用する会社として、関係を継続するため。
株式会社小糸製作所	913,000	4,574	安定的な取引関係を維持するため。
トヨタ自動車株式会社	501,210	3,753	安定的な取引関係を維持するため。
日本精機株式会社	1,217,502	3,379	安定的な取引関係を維持するため。
日本特殊陶業株式会社	545,000	1,752	安定的な取引関係を維持するため。
新日鐵住金株式会社	617,400	1,491	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社みずほフィナンシャルグループ	4,823,160	1,174	取引金融機関として、安定的な取引関係を維持するため。
株式会社静岡銀行	825,706	975	取引金融機関として、安定的な取引関係を維持するため。
株式会社今仙電機製作所	613,750	765	安定的な取引関係を維持するため。
エンシュウ株式会社	6,457,395	600	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社ジェイテクト	236,000	473	安定的な取引関係を維持するため。
曙ブレーキ工業株式会社	1,347,800	407	安定的な取引関係を維持するため。
KYB株式会社	1,093,000	402	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社エクセディ	105,000	308	安定的な取引関係を維持するため。
スタンレー電気株式会社	100,000	267	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社ミクニ	618,794	259	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	46,355	213	取引金融機関として、安定的な取引関係を維持するため。
株式会社アーレスティ	134,722	97	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	113,200	85	取引金融機関として、安定的な取引関係を維持するため。
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	149,000	68	取引金融機関として、安定的な取引関係を維持するため。
株式会社鳥羽洋行	10,000	20	安定的な取引関係を維持するため。
野村ホールディングス株式会社	20,600	13	取引金融機関として、安定的な取引関係を維持するため。
富士重工業株式会社	1,000	5	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。
株式会社JEUGIA	33,000	4	安定的な取引関係を維持するため。
エーザイ株式会社	100	0	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。
浜松ホトニクス株式会社	200	0	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。
川崎重工業株式会社	1,000	0	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。
株式会社ブリヂストン	100	0	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。
本田技研工業株式会社	100	0	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。
スズキ株式会社	100	0	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。

### (3) 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。